

不服申立て事案答申第 297 号
不服申立て事案諮問第 346 号
件名：打合せ報告書の一部開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る「打合せ報告書」（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定において、別表の 2 欄に掲げる部分のうち同表の 4 欄に掲げる部分を除く部分を不開示としたことは妥当であるが、同表の 4 欄に掲げる部分は開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 7 年 2 月 13 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同月 28 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件保有個人情報について

本件開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には「打合せ報告書 令和 2 年 9 月 9 日 審査請求人に係る相談について（用地課保有する文書）」と記載されている。

令和 2 年 9 月 1 日付けで申立請求書と題した書類が審査請求人から提出されたことにより、同月 9 日に建設局土木部用地課（以下「用地課」という。）があま市と審査請求人に係る相談を行っていることから、本件請求対象保有個人情報として、当該相談に係る打合せ報告書を特定した。このうち開示しないこととした部分は、争訟に係る部分及びあま市からの意見聴取に係る部分（以下「本件不開示部分」という。）である。

なお、審査請求人は、令和 4 年に本県、国及びあま市に対して国有財産譲与無効確認等請求事件の訴えを提起し、最高裁上告申立て不受理決定により県の勝訴で終結したが、令和 7 年にも国有財産譲与の無効確認と取消、損失補償等請求控訴事件の訴えを提起しており、現在（弁明書記載日時点）係争中である。

(2) 法第 78 条第 1 項第 6 号該当性について

本件不開示部分には、特定の訴訟に関する本県とあま市の内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されている。

本件不開示部分を開示することにより、あま市との信頼関係が損なわれ、今後同種の問題が発生し、本県とあま市で打合せ等を行う際に、本県及びあま市が率直な発言を躊躇することが想定され、その結果、率直な意見交換や正確な事実確認ができなくなるなど、今後同種の問題における検討に不当な影響を与えるおそれがある。

よって、本件不開示部分は、法第 78 条第 1 項第 6 号に該当する。

(3) 法第 78 条第 1 項第 7 号該当性について

本件不開示部分には、前記(2)で述べたとおり、特定の訴訟に関する本県とあま市の内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されている。

本件不開示部分を開示することにより、県の当時の対処方針の内容を伝える事になり、現在（弁明書記載日時点）係争中の裁判に影響を与え、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

よって、本件不開示部分は、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

4 審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、令和 2 年 9 月 9 日付けで用地課があま市で行った審査請求人に関する相談に係る打合せ報告書である。

処分庁は、本件保有個人情報のうち本件不開示部分を、法第 78 条第 1 項第 6 号及び第 7 号の規定に該当するとして不開示としているところ、審査請求人は全ての不開示部分の開示を求めていることから、本件不開示部分の不開示情報該当性について、以下検討する。

(2) 法第 78 条第 1 項第 6 号該当性について

処分庁によれば、本件不開示部分には、特定の訴訟に関する本県とあま市の内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されており、本件不開示部分を開示することにより、あま市との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換や正確な事実確認ができなくなるなど、今後同種の問題における検討に不当な影響を与えるおそれがあるとのことである。

当審議会において本件不開示部分を見分したところ、用地課とあま市の当時の争訟に関する対応を含む、内部における審議、検討又は協議に関する事項についての意見等が記載されていた。

当審議会において検討したところ、本件不開示部分のうち別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分を開示することにより、あま市との信頼関係が損なわれ、率直な発言を躊躇することが想定され、率直な意見の交換又は意思

決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、今後の同種の問題における審議、検討又は協議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると認められる。

よって、本件不開示部分のうち別表の4欄に掲げる部分を除く部分は法第78条第1項第6号に該当する。

一方で、本件不開示部分のうち別表の4欄に掲げる部分については、争訟等に対する一般的な対応が記載されているに過ぎず、当該部分を開示しても、今後の同種の問題における審議、検討又は協議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるとは認められないことから、法第78条第1項第6号に該当しない。

(3) 法第78条第1項第7号該当性について

処分庁によれば、本件不開示部分を開示することにより、特定の争訟に関する県の当時の対処方針の内容を伝える事になり、現在（弁明書記載日時点）係争中の裁判に影響を与え、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとのことである。

また、当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、係争中の争訟はすでに確定しているが、審査請求人との紛争が完全に収束したとは言いきれない状況であり、今後も本件事案に関し新たな主張や手続を行う可能性も否定できないとのことである。

当審議会において本件不開示部分を見分したところ、前記(2)において述べたとおり、用地課とあま市の当時の争訟に関する対応を含む、内部における審議、検討又は協議に関する事項についての意見等が記載されていた。

当審議会において検討したところ、本件不開示部分のうち別表の4欄に掲げる部分を除く部分を開示することとなると、県における同種の訴訟の対応方針等に関する審議、検討又は協議に支障をきたすおそれがあると認められ、その結果、争訟に関する事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

よって、本件不開示部分のうち別表の4欄に掲げる部分を除く部分は法第78条第1項第7号に該当する。

一方で、本件不開示部分のうち別表の4欄に掲げる部分については、争訟等に対する一般的な対応が記載されているに過ぎず、当該部分を開示しても、県における同種の訴訟の対応方針等に関する審議、検討又は協議に支障をきたし、その結果、争訟に関する事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないことから、法第78条第1項第7号に該当しない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	4 開示すべき部分
打合せ報告書	争訟に係る部分及びあま市からの意見聴取に係る部分	法第78条第1項第6号 法第78条第1項第7号	【内容】(市)の3行目37文字目から4行目23文字目まで

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 8 . 5	諮問 (弁明書の写しを添付)
8 . 1 . 31	審査請求人からの資料を受理
8 . 2 . 24 (第 258 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
8 . 3 . 17 (第 259 回審議会)	審議
8 . 4 . 24 (第 260 回審議会)	審議
8 . 5 . 26	答申